知財高裁平成 18 年 1 月 31 日判決 平成 17 年 ( 行ケ ) 第 10527 号 審決取消請求事件

「がんばれ!ニッポン!」なる標章の使用が、自他役務識別標識としての使用に該当するとされた事案。

本件は、登録第 4481000 号商標「がんばれ!ニッポン!」(指定役務:第 41 類「技芸・スポーツ又は知識の教授,運動施設の提供」等、以下「本件商標」という。)に対する不使用取消審判(商標法 50 条)において、本件商標は使用されていたから、本件商標の登録を取り消すべきものではないとした審決に対する審決取消訴訟である。

裁判所は、以下の通り、本件商標の使用を認め、審決を認容した。

- (1)本件商標の通常使用権者は、自社の経営するスポーツクラブなどに関する宣伝広告のために、「がんばれ!ニッポン!」なる標章(以下「本件標章」という。)を表示したチラシ等を各地で頒布するなどしたものであるところ、上記広告が対象とする役務は「スポーツクラブの提供」及び「スポーツクラブにおけるトレーニングの教授」であり、本件商標の指定役務中の「運動施設の提供」及び「スポーツ又は知識の教授」に含まれるものであるから、通常使用権者による上記広告チラシ等の頒布は、通常使用権者の役務に関する広告に本件商標と社会通念上同一と認められる本件標章を付して頒布する行為であって、本件商標の「使用」に該当するものというべきである。
- (2)本件標章の長期にわたる継続的な使用の実績、その周知著名性からすれば、需要者ないし一般国民は、本件標章が被告の事業を表す標章であり、これを使用している企業はオリンピックに協賛しているものと認識するということができるから、本件標章は、オリンピックに協賛している企業に係る役務を表す商標として、出所識別機能を有するというべきである。本件標章がもともとはいわゆるスローガンであったとしても、そのことから直ちに出所識別機能を有しないということはできない。本件標章が商標的使用の態様で使用されていないとはいえず、原告の主張は採用することができない。

(弁理士 大橋 啓輔)